

年 組・科 さん
保護者 様

鳥取県立鳥取工業高等学校長

出席停止のお知らせ

お子様は、学校保健安全法施行規則に該当する学校感染症に診断されましたので、同法施行規則に基づき、下記のとおり出席停止を指示します。

ついては、医療機関が示す療養期間を守るとともに、療養期間中は他者との接触をさげ、療養につとめていただくようお願いします。

なお、この期間は欠席扱いではありません。

記

- 病名 新型コロナウイルス感染症
- 出席停止期間 月 日 から 医師が出席を許可する日 まで

※登校する際には、下記登校届の枠内を**保護者の方が記入・押印**の上、学校へ提出してください。

※**可能な範囲で医療機関を受診したことを証明できる書面1通（調剤明細書の写し、薬情報の写し等）を添付**してください。

※インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症については、最初の受診時に医師から指示される場合もありますが、裏面「出席停止期間の基準」に基づき、**保護者が児童生徒の状況を確認することとしますので、再度医療機関を受診し、医師に許可を得る必要はありません。**

登校届

学校長 様

(病名) _____ と診断され、 _____ 年 _____ 月 _____ 日より、医療機関において治療を受けていましたが、病状が回復し、 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登校いたします。

記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

(生徒氏名) _____ 年 _____ 科 _____

(保護者氏名) _____ 印 _____

※**新型コロナウイルス感染症については、裏面の記載もお願いします。**

裏面 (新型コロナウイルス感染症)

保護者様

新型コロナウイルス感染症による療養後に学校へ登校される前に、お子様の様子を観察し、下の事項に確認のチェックを入れてください。

(注:2項目ともに☑が入る必要があります。出席停止期間については下記の早見表を参照してください。)

発症した後、5日を経過しました。
 ※発症した日は、病院を受診した日ではなく、症状が始まった日で、その日を0日と数えます。
 発症から5日を経過し、6日目から登校が可能です。

症状が軽快した後、1日を経過しました。
 ※症状が軽快した日を0日と数えます。症状軽快から1日経過し、2日目から登校が可能です。

「新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準」 早見表

		発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後	
例1	発症後1日目に症状が軽快した場合	発熱等	★ <u>軽快</u>	軽快後1日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	☑ <u>登校可能</u>	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例2	発症後2日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	★ <u>軽快</u>	軽快後1日目	発症後4日目	発症後5日目	☑ <u>登校可能</u>	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例3	発症後3日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	★ <u>軽快</u>	軽快後1日目	発症後5日目	☑ <u>登校可能</u>	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例4	発症後4日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	★ <u>軽快</u>	軽快後1日目	☑ <u>登校可能</u>	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例5	発症後5日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	★ <u>軽快</u>	軽快後1日目	☑ <u>登校可能</u>
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		

※出席停止期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。
- ◎ 発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。
- ◎ 発症後5日以降に症状が軽快した場合(例5)は、出席停止期間が延長されます。